

# 令和7年度「女性活躍企業創出支援交流推進事業業務」仕様書

## 1 目的

女性の活躍推進・県内定着に向けて、県内外の女子学生等（高校生以上）及び県内の教員・キャリア職員を対象に、女性経営者等が活躍する企業を見学するツアーを行い、県内での創業・起業等が将来の選択肢となるよう動機付けを行うこととともに、女性の先輩経営者と創業希望者、後継者候補等の交流の場を設け、地域とのネットワーク構築につながる仕組みづくりを行う。

## 2 委託業務名

令和7年度「女性活躍企業創出支援交流推進事業業務」

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）

## 4 委託業務の内容

### （1）女性活躍企業見学ツアーの実施

- ア 開催場所・回数：県内3か所（東青地域・中南地域・三八地域）にて各1回
- イ 開催時期：参加対象の参加が見込める時期
- ウ 参加対象：県内外の女子学生等（高校生以上）、県内の教員・キャリア職員
- エ 参加者数：1回あたり10～20名程度
- オ 見学企業数：1回あたり2企業以上
- カ 見学対象企業：女性が経営する企業を1回あたり1企業以上対象とすること
- キ 交流会：企業見学終了後、昼食または軽食をとりながら参加者と女性経営者等が相互交流することを想定し、会場等を確保することを想定し、会場等を確保すること
- ク 事前準備
  - （ア）企業の選定  
女性の関心が高い業種等に配慮しながら、県と協議のうえ選定すること。
  - （イ）交流会の場所の選定・手配  
参加者と経営者等の交流がスムーズに進められるか等に配慮しながら、県と協議のうえ選定すること。
  - （ウ）広報及び参加者の募集  
参加者確保のため、チラシの作成等十分な広報を行うとともに、県と連携し、参加対象に効果的に周知すること。
  - （エ）参加申込受付・決定  
参加に関する問い合わせへの対応や申込受付を行うとともに、参加者の決定に関する事務、参加者に対する連絡調整を行うこと。
  - （オ）企業等との各種調整  
見学先企業とスケジュール調整等を行うこととし、県内での創業・起業など経営に関する関心が高まるよう、見学先企業と実施内容の調整を行うこと。
  - （カ）参加者を被保険者とする傷害保険に加入すること

## (2) 交流会（女性先輩経営者と創業希望者、後継者候補等の交流）の開催

- ア 場 所 県内4地域
- イ 回 数 4回以上（各地域で1回以上）
- ウ 参加想定 10～15名程度／会場（各回オンラインでの参加も可とする）
- エ 参集対象 先輩経営者、創業希望者、創業後間もない者、事業承継者、後継者候補等 ※参集対象は女性に限る
- オ 交流時間 90分程度
- カ 交流内容
  - ・先輩経営者による体験談（創業・事業承継に係る体験談や苦労話、現在の経営状況談等）
  - ・先輩経営者と創業希望者、後継者候補等による質疑応答
  - ・参加者同士の意見・情報交換（創業・事業承継に関する不安・悩み等） ほか
- キ 参加費 無料。ただし、飲食等が伴う場合は、参加者から会費を徴収し、飲食代金に充てる。
- ク 業務内容 講師の選定・調整、会場の確保・調整、PRチラシの作成、参加者の募集・申込受付、関係機関への開催案内、開催準備（次第等の作成）、当日の運営、その他開催に必要な業務
- ケ その他
  - (ア) 当日は「あおりフルール」※にサポーターとして参画を求めるなど、参加者に寄り添った会となるよう工夫すること。  
※青森県内の女性創業希望者を支援する女性先輩起業家のこと
  - (イ) 各回の先輩経営者は、少なくとも2名（起業家1名、事業承継者1名）とする。

## (3) 報告書の作成

本業務で実施したツアー及び交流会の実施内容、実施成果をまとめた報告書（概要版及び詳細版（いずれもA4版縦とし、概要版は2枚以内））を作成し、紙媒体及び電子データを提出する。

## 5 対象経費

- (1) 実施に係る経費（印刷費、通信運搬費、バス等借上費、旅費、保険料等）
- (2) 委託業務に従事する者の人件費
- (3) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
- (4) その他、当該事業に必要と認められる経費（要事前協議）

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品）等の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・その他事業と関連性が認められない経費

## 6 その他

本業務では再委託を原則認めない。なお、業務の実施に当たっては、青森県と十分な連絡調整を行うものとし、その他本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、青森県と協議するものとする。

また、天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。